

近畿建設協会研究助成要綱

2021年4月

一般社団法人近畿建設協会

近畿建設協会研究助成要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は一般社団法人近畿建設協会（以下「協会」という。）が行う研究の助成に関し、必要な事項について定める。

第2章 助成対象

(助成金)

第2条 この助成金制度は、協会が実施する公益事業の一環として行うものであり、助成金は、単年度を原則とする。

2 助成金は研究課題1件につき100万円以内とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、近畿地方及び周辺（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県等）の国立大学・公立大学・私立大学・高等専門学校等の研究者が行う土木工学及び環境工学に関する分野の研究とする。

(選定基準)

第4条 助成の対象は、次の各号の点から総合的に判断し、選定を行う。

- 一 問題意識が鮮明で、達成目標が具体的であること。
- 二 新しい創造・企画を目指すものであること。
- 三 研究の手法が明確であること。
- 四 助成対象テーマとの整合性がとれていること。
- 五 広域的、公益的効果を有すること。
- 六 実用化の可能性を有すること。
- 七 研究成果は国内や近畿地方への反映が望めるものであること。
- 八 当助成により研究成果に著しく寄与するものであること。

(申請件数)

第5条 申請者1人（共同研究の場合は、1研究グループ）当たり1件とする。

(研究の期間)

第6条 原則として助成の選定後、各年度末（3月31日）迄とする。

第3章 助成課題の募集と選定

(募集方法)

第7条 助成課題の募集は原則、協会のホームページで行う。

2 申請者は、研究助成申請書（様式1）及び研究課題概要（様式2）、研究歴及び主な研究発表論文等（様式3）（上記三点を以下「申請書」という。）を定められた期日までに提出しなければならない。

(審査及び助成の選定)

第8条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、有識者からなる公益事業委員会の議を経て助成の採否を決定する。

2 協会は申請者に対し、前条の申請書の内容について調査（ヒアリング等）を実施することができるものとする。
3 協会は、助成の選定にあたって、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(選定通知)

第9条 協会は、前条の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに研究助成選定通知書（様式4-1）または研究助成非選定通知書（様式4-2）を交付するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第10条 前条の選定通知書を受け取った申請者（以下「助成研究者」という。）は、速やかに助成金請求書（様式5）及び助成金使途内訳書（様式6）を提出しなければならない。

2 協会は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

第4章 研究の実施

(届出等)

第11条 助成研究者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、協会に届け出さなければならない。

- 一 助成を受けた研究（以下「研究」という。）が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。
- 二 研究の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき。
- 三 研究について、所期の成果を収めることが困難になったと認められたとき。

(状況報告)

第12条 協会は、必要に応じて助成研究者から研究の進捗状況、その他必要な事項について報告を求めることができる。

(成果に関する報告書及び発表等)

第13条 助成研究者は、第6条の研究期間満了後1ヶ月以内に研究助成完了届（様式7-1）およびそれに記載される書類等を作成し、提出しなければならない。

- 2 助成研究者は、第6条の研究期間満了日までに研究助成中間報告書（様式8）を提出しなければならない。
ただし、前項のすべてが研究期間満了日までに提出できる場合は、この限りではない。
- 3 協会は助成研究者に対し、協会が行う近畿建設協会研究助成発表会において報告を求めることができる。
- 4 協会は助成研究者の提出した報告書等について、一般に公開することができる。

（成果の帰属）

第14条 研究の成果は助成研究者に帰属し、協会は助成研究者の承諾を得てその成果を利用できるものとする。

- 2 助成研究者は、研究の成果を刊行し又は学会誌等に掲載する場合には、協会の助成を受けた旨を明記しなければならない。
- 3 助成研究者は、研究の成果に関して特許権等を得たときは、特許公報等の写しを添付して、その旨を協会に届け出なければならない。

（変更および中止）

第15条 協会は助成の決定後、事情の変更により助成研究者が研究を行うことが困難となり、所定の成果が認められないと判断した場合には、遅滞なく協会に研究助成辞退届（様式9）を提出し、助成を中止することができる。

- 2 次の各号に該当した場合は、協会は助成研究者に対し、助成金の減額ならびに返金を求めることができる。
 - 一 第13条 第1項による成果の報告がなされない場合
 - 二 本条 第1項の場合

ただし協議の結果、やむを得ないと協会が判断した場合はこの限りではない。

（事故等の責任）

第16条 協会は、研究助成事業実施中の事故に関して一切の責任を負わないものとする。

第5章 雜則

（事務局）

第17条 この要綱に関する事務局は、一般社団法人近畿建設協会 経営企画部に置く。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成7年6月1日より適用する。
- 2 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日より適用する。
- 3 この要綱の一部改正は、平成29年4月1日より適用する。
- 4 この要綱の一部改正は、平成31年4月1日より適用する。